

〔実務ノート〕

法曹三者の倫理の在り方についての一考察

山 根 祥 利

法曹倫理は、裁判官・検察官・弁護士が等しく日常の仕事を行うために、常に念頭に置くべき行動規範である。法科大学院での法曹倫理の授業がどうあるべきかについては、すでに具体的な授業の試みとして成蹊法学第80号で実務ノートとして示した。今回は、これまで正面から議論されてこなかった法曹三者がそれぞれの役割を果たすことの意味を法曹の共同倫理として、具体例に照らして示してみようを試みた。

事例は、ストーカー被害の防御を求める依頼から始まった案件で、被害者の人権擁護のためにどのような対処が有効か、加害者の責任と加害者の改善を視野に入れた対処如何というものであり、法曹の良識と役割について考えさせられるケースである。

事 案

第1被害者は、当時19才の大学1年生の女子で、第2被害者は、その家族とりわけ母親であり、加害者は、同じ大学の22才の4年生の男子であった。

第1被害者と加害者は、同じ学内のサークルに属し、第1被害者が先輩の加害者に惹かれ、秋10月～11月ころ互いに好意を持っていた時期があったが、加害者の人間性に疑問を持った第1被害者の気持ちが離れ、翌年1月頃には、互いが了解して交際を終えた。

ところが、3月頃、二人の仲についてのサークル内部で噂がながれ、加

害者が噂の内容が自分を中傷するもので、噂の責任が第1被害者にあり名誉毀損行為であるとして、第1被害者に謝罪を求めるにいたった。

第1被害者は、加害者と袂を分かつために、同サークルの他の先輩に相談したり意見を聞いたりしたことはあったが、名誉毀損行為については身に覚えがないため謝罪しなかった。この態度に怒りを募らせた加害者が、第1被害者に対して、その人格を傷つける内容のメールを執拗に送付したり、ラインでも更に過激な内容で第1被害者を傷つけた。

第1被害者は、メールやラインで当初反論したが、加害者はそれに対して、名誉毀損を理由として慰謝料を請求するに至り、これに応じない第1被害者に対して、実行行使をする旨の予告的な言辞をし、更には、娘から相談を受けた第2被害者に対して電話で、また直接被害者らに会って、娘の行為で自分が傷ついたことを理由に謝罪と金銭の支払いを求めるなどの行為にでた。

第1被害者は、2年生に進学し、加害者は大学を卒業したが、大学院に進学する予定が第1被害者のせいで駄目になったと言う理由をも加えてさらに過激となり、被害者らの家族である第1被害者の高校生の妹までも危害を加えられかねない恐怖を覚えるようになった。

被害者らは怖くなり、4月終り頃所轄警察に相談に行ったが、様子を見るようにと言われた。しかし、加害者の要求は、謝罪と金銭賠償をのまなければ殺すことも出来るという過激で脅迫的な内容となり、慰謝料の金額も最終的には200万円とエスカレートし、メールの数も1日700通を超える異常さとなった。

弁護士会での法律相談から受任へ

1 受任の肝となるもの

7月初めに弁護士会の法律相談担当弁護士が、第1・第2被害者の相談を受けた。

弁護士は、人権擁護と社会正義の実現が使命であり（弁護士法1条）、その職務の遂行にあたって、最も重視すべきは事実と証拠である。そのため、ここでの弁護士倫理は、被害者らから可能な限り被害事実を聴取し、加害者がなぜここまでストーカー行為をエスカレートするのかを推理すること、実際に被害が出ないように今すぐ出来ることは何かなどを真剣に考慮することである。

2 受任目的の確認

相談者の目的・真意に従った弁護士の実務目標を立てることが次の大切なことである。

そのため、被害者らの意思を見定める必要がある（弁護士職務基本規定22条）。具体的には、被害者らの話を直ぐに聞き取り、可能な限りの資料を求め、被害者らがどのような被害を受け、どうすればその被害をなくすことができるかの具体策を提示することである。被害者らを防御するために以下のようなことを考慮することになる。

- ① 加害者がここまでする理由の解明は、将来を見据えての解決のために不可欠であることを認識すること。
- ② ストーカー行為の根っこが何処かを知ることが根絶やしに出来るかどうかの分かれ目である。
- ③ 弁護士は、継続的な実質的なボディガードにはなりえないことをどうカバーするか。
- ④ 加害行為を止めさせることと、将来的にも再度起こらないようにする。

3 受任契約

依頼者と代理人の関係では、代理内容を明確にするために委任契約の締結が不可欠である（規定30条）。

- ① ここでは、依頼者から得た情報に基づく見通しを説明して受任しなければならない（規定29条1項）。
- ② 弁護士は依頼者から報酬を頂いて職務を行うため、報酬について充分説明をした上、適切かつ妥当な額を定めることとしている（規定24条）。

この事案は、民事的には、加害者からの200万円の慰謝料請求と謝罪要求に対処する側面がある。しかし、現実には、毎日の加害者の行為を止めさせて、平穏な日常を回復する欲求がある。また、脅迫言辭は刑事的側面での対処をしなければならない場面が予想される複雑且つ緊急対応を必要とすることを意識する必要がある。

- ③ 弁護士の業務は、原則として事件単位で受任し報酬を考えるため、本件での受任範囲について判断を迷うことになる。しかし、判断を留保することは、前記の迅速な着手と処理義務に反する。
- ④ さらに、被害者の費用負担能力を常に意識し、法律扶助制度の利用をも視野に入れ（規定33条）、経済的余力がある場合に、所属弁護士会

の弁護士報酬規定に定める費用で委任契約を締結することになる。

- ⑤ 弁護士会の法律相談を経由した受任は、弁護士会所定の報酬規定に従った委任契約かどうかの審査で可とされなければならないので、依頼者が不当な報酬の支払いを求められることはない制度となっている。
- ⑥ 本件は、次のような着手金で開始した。
- i 経済的利益を200万円とみて、その8%の16万円を交渉案件として2/3に減額した10万円に消費税を加算した金額に若干の実費での受任契約で、代理権の範囲は当面交渉である。
 - ii 加害者の行動を想定すると、刑事事件対応も視野に入れタイムリーな受任範囲の拡張が必要である。
 - iii 23才になっている加害者の人格は、被害者らの話だけでは、明確でないため、当初から刑事対応を代理権の範囲とするのは、違和感があり、必要になったとき改めて委任契約をすれば足りるとして、交渉の範囲で開始することとした。

業務の執行

1 速やかな着手と迅速な処理

毎日の加害者からの執拗なストーカー行為と脅迫的言辞に対処することが必要な案件であり、即刻の着手と迅速適格な処理が要求される（規定35条）。

① 事実調査

弁護士会の受任審査は即日でなされるとは限らないから、迅速着手のため、審査結果が可であることを見切って、事後審査に切り替え事実上相談直後に事実調査を開始した。

- i 調査内容は、被害者らとその家族からの事情聴取し、聴取メモの作成・加害者からのメールなどの検討である。
- ii これらの調査内容は、依頼者と資料（証拠等を含む）を共有し、思考のずれを防止することを意識し、依頼者と受任弁護士との意思の不一致をなくすために不可欠なことである（規定41条）。
- iii 調査から浮かび上がったのは、加害者の行動はどこまでエスカレートするか分からず、被害者らの不安感を払拭するには、一刻をも争うとの判断で、受任後直ぐにアクションを起こす必要があった。
- iv 被害者らからのヒアリングの過程で、加害者がなぜ脅迫的な言辞を

敢えてしているのかは以下の考慮をしてもなお解明出来なかった。

- a 客観的に見る限り、二人の交際の実質は浅く、少なくとも相手を縛り付けておけるようなものではない。
- b 加害者が年下の第1被害者になぜここまで執拗に要求するのかを考えると、一方的な恋愛感情を持っている可能性が高い。
- c 行為が子供っぽいことから、成長障害である確率を否定できない。
- d 加害者の家庭環境ことに母親の人となりや子育てに問題を抱えているのではないかの考慮。

② 加害者との交渉と被害者の防御の着手

- i 被害者を加害者からの攻撃を代理人が受け止め、交渉の場面を作ることが、被害者の救済の第1歩である。加害者に対して、弁護士が行うことの最初は、代理人就任を加害者に伝え、被害者らに直接連絡をしないようにすることである。被害者らの心労を和らげることこそが、まず依頼者への誠意である（規定6条）。
- ii 敵を知ることは、攻撃だけでなく防御にとっても不可欠である。そのためには、代理人が加害者と会うことが有効である。
- iii ところが、被害者らは、加害者の携帯電話とメールアドレスは知っていても、肝心の住所は知らないのである。サークル内部でも、スマホ・携帯が幅をきかせ、住所まで知る必要がないからである。連絡文書を作成しても代理人就任を伝達することが出来ないのである。
- iv 代理人が加害者へメールで連絡することは、この加害者のような人間は、際限なくメールを打ってくるから極めてうっとうしい状況になることが明らかなので、弁護士は極力これを避けるべきである。
- v 連絡方法は、電話で行う事とした。加害者は、知らない電話番号には留守電で応えることが分かっていたので、第1被害者の代理人であることを告げ、会ってお話したい旨留守電に残し、加害者からの連絡を待つことにした。
- vi 加害者から電話があったので、第1被害者に対する要求などに対して、加害者の要求を聞いたが、話は、要領を得ず、後日言った言わないの不毛な争いを避けるため文書で要求をするよう求めた。加害者は渋っていたが、手紙でなくてもFAXでと言ったら、コンビニから代理人事務所へFAXして貰うことになった。

- vii 加害者から「名誉毀損に関する報告と慰謝料請求書」がFAXされたが、内容は支離滅裂で真意がわからず。その時点で、自己中心的で頑固な相当変わった人物であることが分かった。
 - viii 第1被害者に加害者からの上記請求書の内容を検討して頂き、文書で回答することにし、住所を聞いても教えず、やむなく電話番号から住所を知るため、弁護士法23条の2第1項でN T Tへ照会請求した。
 - ix 加害者から追伸FAXが届いたが、内容は更にエスカレートし、なぜ加害者のような主張があり得るのか、その怪奇さは増大した。
 - x 同年8月初めに「ご連絡」を加害者を刺激しないように普通郵便で調査で判明した住所へ郵送し、日時を指定して来所の依頼をした。(資料1)
 - xi 加害者は、弁護士が代理人であり、代理人が就いた場合には、直接被害者本人に連絡出来ないというルールがあることを説明したにもかかわらず、第1被害者宅へ電話し、家族へも圧力をかけてきた。
- ③ 加害者からの実力行使の危険を意識した対処
- i 代理人が説明をしても理解せず、大人の行動がとれない加害者に対処するには、警察の協力を得ることが必要と判断した。加害者の暴走を止めるため告訴状を用意し、所轄警察へ、第1・第2被害者母と父を同道して被害の除去への協力を求めた。
 - ii 警察では、告訴状を直ぐに受理されることはないが、捜査が開始されれば、加害者の行動を抑制する効果が期待できるのである。ここでは、被害者側の弁護士と司法の一翼を担う警察の協働関係がある。
 - iii 生活安全課での協議の結果、警察が加害者を8月初めに呼んで対応を見て、警察が捜査するかどうかを判断をして貰うこととした。
 - iv 被害者に対する大事を避けるため、実態を明確に説明して、警察を動かすことは、被害者の人権を守る重要な代理人としての活動である。
- ④ 加害者との面談交渉
- i 同年8月に加害者を事務所呼び話を聞くも、不法行為の原因論は、第1被害者がサークルの人に加害者の名誉を毀損する情報を流したこと。損害論は、200万円を下げた50万円を請求したが、自

らちょっと高いかと言って40万円に下げたのは、弁護士相手では、請求額に確信がなく低めの要求となったと思われる。

- ii 相変わらず加害者の話是要領を得ず、自己主張ばかりで、深い関係にあったわけでもない単に同じサークルの4生と1年生として、わずか2ヶ月位の付き合いの第1被害者の気持ちが離れたことから、誹謗中傷をエスカレートさせたことへの反省は微塵もない。加害意識は全くなく、自分が被害者だと信じて疑わず物事を決めつける極めて異常な人間であることを再確認した。
- iii その後、加害者から第1被害者に対し証拠の提出（意味不明である）を求め、代理人弁護士の変更を強制するという極めて異常なファックスが送られた。
- iv 代理人から加害者へ、同年8月中旬に内容証明で、再度、整理した主張をすることを求めた。

⑤ 警察の捜査とそれへの協力

- i 被害者代理人は、内容証明の送付の報告と共に、生活安全課へ加害者との交渉状況と加害者が自己主張をエスカレートし弁護士が入っても到底交渉がまとまることを期待できないことを述べ、加害者の行動の危うさが予想され、被害者がさらに危険な状況にあることの経過報告をした。
- ii 8月半ばに所轄警察で、第2被害者の被害状況の調べがあり、被害者調書が作成された。同日被害届けが受理（告訴状に代わるものとして）された。
- iii 8月のお盆明けに、生活安全課と代理人との協議の結果、所轄警察は、加害者の脅迫罪での逮捕を念頭に入れるに至ったことを確信した。
- iv 8月下旬に加害者は、第2被害者に対する脅迫罪で令状逮捕された。

⑥ 被疑者段階での弁護人との交渉

- i 9月初めA弁護人から被害者代理人に受任通知があり、示談希望の申し入れがなされた。加害者が真に謝罪する気持ちがないのに、簡単に接見2回だけで被疑者の反省を確認したと言う弁護人の判断には、到底うなずき得ない。そのため、加害者の反省は信じられず、示談は、時期尚早であると回答した。

- ii このような真の反省を伴わない示談の申入れは、被疑者にとって逆効果の弁護活動となり、一見依頼者の意思を尊重（規定 22 条 1 項）するようで、真義誠実義務（規定 6 条）に反するとも言えるものである。
 - iii 代理人は、生活安全課へ弁護人側との交渉経過を知らせ捜査状況を聞き、被疑者に対する適切な処遇を図ることで、今後共連絡を密にすることとした。この点は、捜査の秘密は侵害せずに被害者の防御に資する代理人の正当な活動である。
- ⑦ 捜査検事への働きかけ
- 被害者の代理人は、警察だけでなく、事件について処分権限を持つ捜査検事と面談し、被害者の防御を全うすることが必要である。
- i 面談して、被疑者が、代理人を差し置いて被害者側へのアプローチをしたことを明らかにし、被疑者の予測不能な危険性について報告し善処をお願いした。
 - ii 捜査検事と電話で被害者の不安の除去を最優先で御願した。同年 4 月に検事を辞めて弁護士登録し A 事務所へ入った B 弁護士が就き話したところ、事案の事態の理解が早く適切で、被害者の立場を誠実に考えてくれそうな人柄であることも捜査検事に話した。
 - iii このような被害者側の代理人が捜査検事に面談し、被害者側の被害状況と将来に向けての被害を防止するため最善の捜査を御願することは、検察官の職務の範囲内である法の正当な適用を求めるものであり（検察庁法 4 条）、被害者代理人の請求と方向を一にする法曹の共助の一場面である。
- ⑧ 弁護人と被害者代理人との面談
- B 弁護人が A 弁護人と交代して主任弁護人として被害者代理人を訪ねた。このような、加害者が被疑者として勾留されているときの弁護人の活動は、被害者へ謝罪するにあたり、電話などでなく真剣に被疑者の意思を伝えるために自ら赴くことは不可欠である。A 弁護人との差は歴然で、被害者代理人に B 弁護人への信頼を感じさせた重要な行動であった。その際のやり取りは以下のごとくである。
- i B 弁護人は、被疑者自身の謝罪文を持参しなかった。被疑者本人が書きたくない状況も見え、やむなく両親の謝罪文を持参したことが明らかであった。

- ii B弁護人が持参した加害者の両親の謝罪文の内容は、被疑者と密着性が感じられない中身の無い空疎なものであり、謝罪の気持ちは全く伝わらないものであった。
 - iii B弁護人から、被疑者の謝罪文がないことの具体的な説明はなく、かえって現時点では、これが精一杯という辛い面が垣間見えるものであった。同じ法曹として、現時点での最大限の配慮と感じた次第である。
 - iii 被害者代理人からは、B弁護人に対し、加害者と面談して感じた自らを正当化する性格を踏まえ、検事の処分後または、裁判所の処分後の被疑者の被害者に対する行動が1番心配であることを伝えた。
 - iv 被害者代理人は、B弁護人が検事の実験から被疑者の性格と本件の本質を見抜いていることを判断し、B弁護人に対して、示談して不起訴処分でも構わないが、検事の処分後、加害者のその後の行動の不安除去について次の3つの示談条件を提示した。
 - (1) 真に心を打つ謝罪文を書くこと。
 - (2) 慰謝料は本意では無いが、謝罪意思を具現化する意味で、一定程度の示談金の支払い。
 - (3) 被告人は、今後5年間、年数回B弁護士に状況を報告すること。
 - v これに対してB弁護人は、被害者の心情に全面的に理解を示した。その上でまず加害者の真の反省が前提だが、Bから見ても、被疑者は、自分が行ったことを否定している訳ではないが、自分も被害者だと言う気持ちが強く、なぜ自分だけが悪いのかと思っているため、被害者が望むような謝罪はすぐには困難だという見解を述べた。
 - vi 被害者代理人は、B弁護人との前記話し合いを経てB弁護人に具体的にその実現努力を要請する書面を送付した。(資料2)
- ⑨ 捜査検事と加害者の処分について打診
- 9月中旬、被害者代理人は、捜査検事に連絡し、拘留期限前の起訴の方針を確認したので、起訴状の表現方法について、被害者保護の観点から被害者の個人情報を出さないよう可能な限り公訴事実の表現の工夫を御願ひし了承を得た。
- i 起訴状の作成は、検事の職分であるが、加害者の人権はもとより、被害者の人権も重要であるから、被害者代理人が、検事に注文をつけ

ることは越権行為ではなく、むしろ正義の実現での法曹間の共助である。本件の捜査検事は、そのことを良く理解していて、自らも起訴状の表現に配慮をしようと考えており、実に気持ちの良い対応であった。

- ii 裁判所は、以下の決定をした。
 - a 被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない。
 - b 起訴状記載の被害者の氏名に代わる呼称を「被害者A」と定める。

⑩ 被疑者の起訴

9月中旬にB弁護士から加害者の謝罪文が被害者代理人へFAXされたが、真の反省文言はなく、第1被害者への不満が滲み出る内容であった。ここに至り起訴前の示談は出来ないことが明らかとなり起訴は確定的となった。

B弁護士としては、起訴されたことで、依頼者である被疑者とその親との関係では苦境に立つことになるが、本件のようなケースではやむを得ないと言うべきある。

2 被害者の公判手続きへの参加

- ① 本件のような犯罪被害者は、加害者である被告人の公判での態度は、将来にわたって迷惑行為が継続しないように望む立場から大きな関心事である。

しかし、本来の被害者参加をすると、重い処罰を求めると逆恨みされるというジレンマがある。そこで本件では、以下の方法を取ることにした。

- i 被害者代理人が裁判傍聴をして被害者に詳細な報告をする。
 - ii 裁判記録の内加害者の供述調書は、少なくともB弁護士から加害者の了解を得てコピーを頂く。
 - iii 加害者の公判以外での言動をB弁護士から情報提供して頂く。
- ② これらのB弁護人の被害者代理人への便宜は、加害者の弁護士として背信性がないことは、加害者にとって、被害者側の処罰意思を和らげることにつながる有効的手段であることから疑いはない。

しかしながら、後でB弁護士が依頼者である、被告人の意思に反した行為だと非難されないため事前の了解を得ることを示唆したのである。

B弁護士は、これに良く応えたので、判決後の被告人の行動に対す

る配慮という点で共通認識が出来、そこに弁護士と被害者代理人間で一定の信頼関係が出来たのである。

3 第1被害者に対するストーカー行為の捜査

- ① 10月初め第1被害者の事情聴取調書を作成した。同日第1回公判が10月末に指定された。
- ② 10月初め第1被害者の2回目の調書作成され、警察は立件を決め被害届けを受理した。
- ③ 10月中旬被告人をストーカー行為防止法違反で再逮捕した。
- ④ 10月下旬第1被害者が、事件を引き継いだ別の捜査検事2から事情聴取され検察官面前調書が作成された。この段階で、代理人は、捜査検事2と面談し、起訴についての意見交換をした。
- ⑤ 10月下旬被告人が、ストーカー行為防止法違反で追起訴された。

4 公判と保釈への対応

第1回公判後、B弁護士は保釈申請をする意向であり、これに対する対処を被害者らと相談した。

- ① 第1回公判の進行は、第2被害者への起訴分のみであることを公判検事との話で確認した。
- ② 保釈については、以下の検討をした。
 - i 被害者としては、検察官やB弁護士から得た加害者の人物評価と、被害者ら自身の判断から、被告人は、通り一遍の反省でしかないばかりか、むしろ被害者に対する思い入れが滲み、未だに恋愛感情の未練が窺われ、審理終了前の保釈は、危険ではないかという不安がある。
 - ii 他方、保釈に反対することは、被告人の理不尽な被害者に対する恨みを助長する恐れがある。
 - iii ここで、決め手となったのは、B弁護人の法曹としての資質・人柄に対する被害者代理人の信頼であった。すなわち、B弁護人は、保釈中の被告人の言動を危なげなくコントロールしてくれるという確信である。ここでも、法曹間の信頼の重要性がある。
 - iv その結果、保釈申請に対しては、予めB弁護士への信頼を示して、被害者としては、保釈申請について敢えて異を唱えない旨検察官へ

連絡することにした。

5 公判

- ① 第1回公判（被害者代理人が傍聴）
 - i 第1起訴の公訴事実である第2被害者に対する脅迫の審理であり、被告人は、公訴事実を認めた。弁護人は検察官請求証拠の取り調べに同意した。
 - ii 冒頭陳述・証拠申請と要旨の告知までの公判となった。
 - iii 終了後廊下でB弁護人から被害者代理人へ挨拶があったが、両親は、黙礼のみであったことを含め、このような状況下で普通親が被害者の代理人に対する所作と異なる印象を受けた。
 - iv B弁護人の立場を悪くしないため、敢えて両親の面前で被告人のKS（警察官面前調書）・PS（検察官面前調書）のコピーを求め了解を得た。
- ② 第2回公判までの動き
 - i 11月初旬B弁護人から被告人調書のコピーの送付を受けた。
 - ii 翌日には、追起訴分の被告人調書の送付を受けたが、その内容は、やはり真の反省が見られないものであった。
 - iii 11月中旬、代理人は公判検事と地検で面談し、将来に不安のない判決になるよう協力を求めた。
- ③ 第2回公判
 - i 被告人は、追起訴についても公訴事実は争わなかった。
 - ii 情状証人の父親は、被告人を監督すると言うも、被告人との意思疎通が出来ておらず、実際には監督が出来ないことが明らかになった。
 - iii 被告人質問で、被告人は、反省していると言いながら、明らかに被害者への憤りが感じられた。
 - iv 弁護人Bが、精神内科クリニックの予約をするつもりであることを明らかにし、これを受けて裁判官は、クリニック受診の結果を公判に反映させるため結審を1回延ばす決定をした。
- ④ 被害者らの将来への不安への対処
 - i 11月半ばには、被害者家族が、裁判でも被告人に真の反省が見られないことに強い将来の不安を代理人に示した。

- ii 11月下旬、被害者代理人から、B弁護士に被告人が精神内科クリニック受診の結果を踏まえ、将来に向けて被害者を安心させる約定書の作成の可能性を申し入れた。
- iii 早速同日、B弁護士から、被告人は感情面で相変わらず割り切れないものを持っている。変わるには時間がかかることをクリニックの状況を踏まえて公判で明らかにしたいと言う回答がきた。これは、弁護士として被害者側へ配慮を示した適切な弁護活動である。
- iv B弁護士から、その翌日、被告人は結局謝罪文を作らないと言うので、弁護士としては、被告人はカウンセリングで変わることにしか期待できないという書面がきた。
- v 11月末、代理人からB弁護士へ5年間位のスパンでの継続的な被告人の精神的なケアを具体化することを改めて申し入れた。
- vi 12月初旬B弁護士から、被告人は保釈されてからは自分の考えを出すようになり、示談はしない、協定書も作らないという意向である旨被害者代理人へ連絡があった。勾留中と保釈された後ではよく見られる被告人の対応であり、刑事事件特有のことでもある。
- vii 被害者代理人から、公判検事宛上申書で、求刑に際して初犯であるが安易な執行猶予ではなく、真に被告人の改善に資する判決を求めて欲しいと御願した。具体的には、B弁護人の責任範囲を超える事実上の被告人の監督に代わる保護司による指導監督で被告人の長期に渡るクリニック受診を担保する保護観察を付すことのお願である。

この点、被害者代理人としては、被害者の保護にとどまらず、被告人の真の更生が必要であることを共通認識として公判を進めることとしたのである。(資料3)

⑤ 第3回公判

結審するはずが、裁判官がクリニック受診の具体的結果が未だ出ていない状況なので、結果をも見てからにしたいと更に公判期日を指定する異例の判断であった。

被告人質問での被告人の受け答えの態度から、裁判官は、被告人がまだ裁判を受け入れる様子が見えないことを認めての適切な判断であった。このような事案の性質に沿った裁判官の判断がなされることが現実には殆どなく、どの裁判も同じような進行をすることが一般である

ので、本来なら当たり前のことが、特に異なって見えるという皮肉といえる。

担当裁判官の裁判官としての気概を深く感じさせられ、司法はまだ死んでいなかったという喜びであった。

⑥ 第4回公判

- i 弁護人Bがクリニックの受診状況を証明する証拠を追加申請し、公判検事が同意し、いよいよ結審かと思いきや、被告人質問で、被告人が突然裁判の公平さについて、被告人の友人をも調べて欲しいと言いだし、裁判官に質問を始めた。
- ii 弁護人Bは、結審して貰ってもよいと言ったが、裁判官が、公判検事の意見を聞き、被告人が裁判を受け入れる状況にないことを述べ、裁判所に判断を仰いだ。これを受けた裁判官は、被告人は本日の状況では、判決をするには未だ熟さない。従って、本日の判決はすべきでないと宣言し続行の決定をした。

⑦ 第5回公判

- i 判決は求刑どおりの懲役1年6月、執行猶予4年、保護観察付であった。これは、保護司が精神内科のクリニックを長期にわたって受けることを担保してくれることが期待できる最善の判決と言えるものです。
- ii まれに見るすばらしい判決であり、責任をきちんと果す裁判官に恵まれ、検察官も弁護人もそれぞれの職分をきちんと果たした極めて清々しい裁判を法曹三者（被害者代理人を含む）が一致協力して作り上げた珍しい経験であった。（資料4）

6 判決確定までの間の動き

- ① よもや控訴はないと思っていたが、被害者らは、病的とも言える被告人の粘着質な性格に対する不安があり、控訴期間が過ぎるまでの2週間は、気持ちが不安定な日々であった。
- ② 控訴期限少し前に被害者代理人が、弁護人Bに控訴について打診したところ、被告人は、真剣に控訴を考えていたので、B弁護士自身とても不安がっていた。B弁護人は、被告人に控訴しても結果は恐らく変わらないと言って、最終的に、被告人に控訴を断念させたとの連絡が被害者代理人あてにあった。これも、法曹間の配慮のたまものであ

る。

- ③ もはや、被告人がクリニックに通院して、本人の状況を改善するよう努力する以外ないことを期待する他適切な方法はない。被告人の真の改善が出来るかどうかが被告人のためにも最も重要なことである。

法曹三者相互の倫理

司法の役割は、三権における立法・行政に対するチェックはもとより、具体的な紛争に対して法を正しく適用して、紛争状態を終息することにある。

ところが、司法が解決出来る紛争は、司法の場に提出権を有する者が決めることになり、司法だけでは現実の問題を全て解決することが困難であることを理解しておく必要がある。民事紛争の典型である訴訟は、原告が処分権を持ち、訴訟物を決定できるし、刑事事件は、検察官が公訴権を有している。

そのため、司法に関わる実務法曹は、司法の土俵に乗った法律問題の解決の効力とその限界を常に見極めながら行うことが実は重要なのである。現実の紛争は、当事者の人間臭く感情的な理不尽さをも伴うものであり、理論的でないのがむしろ普通である。そのような生の紛争をどこまでどのように法的な切り口で解決の1手段とするかが、実務家の行うことである。

それは、単なるゲームでもなければ、単なる勝ち負けでもない、問題解決にかかわる法曹が、それぞれの役割を自覚的に果たす過程である。

そこでは、各法曹の倫理にとどまらず、法曹間での役割を果たすという意味での倫理すなわち共助とも言うべき倫理が必要であると思うのである。

この法曹共助の倫理は、民事では、紛争を土俵を超える範囲での解決をもたらすことの出来る和解の有用性を勧め、刑事では、より真実と被告人との関わりを明らかにして罪体の審理を充実させより適切な判決をもたらすし、且つ被告人の適切な刑の執行につながる再犯防止と被害者への納得をもたらす刑事司法の信頼の獲得につながるものである。

このケースでは、法曹共助の倫理は、以下のようなすばらしいものである。

1 被害者代理人

- ① 当初は、加害者の人柄を見極めて、恋愛経験のない年若い女性が、

加害者を避けていることを真摯に捉え、嫌がることを継続することがどれほど迷惑なことかを理解して貰うことが、本来なら解決として1番穏やかな方法である。従って、まず加害者との話し合いを持つことが先決である。

- ② 加害者逮捕後に付いたA弁護士は、本件のナイーブな案件を安易に取り扱おうとしたことが、デリカシーのなさを示すものであり、それゆえ被害者らの不信をもたらした。

参加は、今や刑事事件の公判参加は当たり前である。それは公判で検察官席の横に席がしつらえられ、被告人質問も意見陳述も罪体・情状とものできるから、本件でもその手段を選択することは法律上は可能であった。しかし、検察と一緒に被告人を糾弾することは、公判終了後の被告人の被害者への報復感情を思うと到底取り得なかった。

- ③ 事案の性質に神経を使い、被害者参加は正面からでなく、側面から、検察官や弁護士への働きかけをし、裁判官へは、検察や弁護の行動に影響を与える間接的な被害者参加を心がけた。

2 捜査機関の倫理

① 警察の倫理

- i 被害者の言い分をきちんと聞いて、適切な方針を短時間で立て、逮捕に踏み切ったことが、適切であった。
- ii 捜査も素早く、再逮捕をも当初からイメージしての無駄なく素早い捜査は、まず被害者らを精神的にバックアップする大きな働きであった。

② 捜査検事の倫理

- i 被害者の被害の実情を瞬時に理解し、被害者代理人とも、日常的にコミュニケーションを取り、齟齬なく捜査を進めた。
- ii 被疑者の取り調べで、被疑者の極めて異質な人格と独特な思考過程を見抜いて、被疑者に自らの行動の異常性を自覚させることができるか、そうでない時には、敢えて起訴して治療の必要性を被疑者に理解させる事が必要であることを実現しようとした適切な判断であった。検察は、ここでも、検察官の倫理に正に沿った行動であった。

3 弁護人の倫理

① 起訴前の弁護人

- i A 弁護人は、論外だが、B 弁護人は、事案の性質を正しく理解した。これがまず弁護人としての優れたスタンスである。ここでも事実が最も重要である。
- ii 被疑者の真の反省と今後の被害者への不干渉の担保が不起訴処分獲得の1番必要なポイントである。そこでは、安易な示談でなく、被害者の不安を除去するに足る適切な被疑者へのアドバイスが弁護活動の中心となる。
- iii B 弁護人は、最大限の努力をしたものの、被疑者の性格はいかんともしがたかった。B 弁護人は何ら責められることはなく、弁護士倫理としても非難する所はない。

② 起訴後の弁護人

- i 初犯であり、普通でも執行猶予がとれる案件である。しかし、それだけでは、判決後の被告人の行動について、危険性を感じるのが、本件の弁護人として必要な資質である。
- ii 危険性の除去の具体化を裁判所へ訴えることが、弁護人Bの役割であり、それは、被害者らへ正確な被告人の本件への真情を伝えることをも役割とするのである。
- iii これらは、一見被告人への背信とも受け取られても仕方がない行為であるように見える。しかし、被告人の将来を見据えた人間的な成長を意図する真の依頼者の利益を考えた行為と言えるのであり、倫理に反するものではない。
- iv 追起訴後の保釈申請は、拘留が伸びていることから、B 弁護人が行うことは、被害者代理人も肯定できるし、心療内科クリニック受診の機会を得るといふ、被告人にとって必要な医療の提供を受けられる意味で肯定すべきことである。
- v 示談は、B 弁護人の努力にもかかわらず、被告人とその家族の意思で、出来なくなった。この点についても、B 弁護人が詳細且つタイムリーな被告人についての情報提供が密であり、被害者側としても、悪感情を持たなかった。これもB 弁護人のすぐれた倫理感覚と人柄である。

4 公判検事

- ① 被害者参加が裁判所で正面から許可されなくても、被害者参加の実をあげることを十分理解していた。
- ② 被害者代理人からの事件についての見方についての面談に応じ、上申書の意図を汲み、公判の進行に配慮しただけでなく、論告・求刑に於いて、保護観察付きの執行猶予判決を裁判所へ求めるなど、事案にマッチし被害者に信頼と安心をもたらす検察の幅広い活動を展開したことは特筆に値する。

5 裁判官

- ① 単に丁寧に慎重な訴訟指揮と言うにとどまらず、事案の真相と判決内容を被告人の真の更生につなげることを明確に意識した優れた裁判官である。
- ② 弁護士Bが、弁論終結を求めているのに、被告人の法定での態度から未だ被告人が裁判の意味を充分理解していないことに着目し、理解し得心するまで、裁判の進行を敢えて止め、通常よりも2開廷も多く期日を入れて、臨んでいたことは、これも特筆すべきことであった。
- ③ 被告人には、特別に理解しやすいように丁寧な説明を加えながら審理を進めたことも、本来当然とも言えるが、近時はまず経験できない程の対応であり、傍聴席で感心し、真の裁判官の姿を見たのであった。思わず感激し心から尊敬し頭が下がったのである。
- ④ 判決内容は、弁護士が求めた最大限の保護観察付でしかも4年間執行猶予という、被告人の精神的なケアのためには、最も相応しいものであった。
- ⑤ 判決内容を被告人にかみ砕いて述べ、判決理由も一つ一つ被告人が理解したことが解るまで確認する丁寧なものであった。

6 判決確定に至る間

- ① 被害者は、確定を心待ちにしながら、一抹の不安を残していたので、被害者代理人は、弁護士Bから被告人の動向を聞き被害者へ必要な情報を伝えた。
- ② B弁護士は被告人に対し、控訴してもおそらく結果は変わらないことを何度も説明し、控訴を断念させたことは、関係者全員にとって相

応しい態度である。

7 刑の執行と保護司

- ① 保護観察は、心療内科クリニックでの長期間の受診と医学的な対処効果を保護司によって確認することを実質的に担保することになり、保護司の監督が期待できる。
- ② 被告人が、定期的に専門医に受診することで、被告人にとって、正に適切な更生への道がつけられたことになり、判決の正しい実現である。
- ③ 被害者代理人と依頼者らとの倫理は、今回は割愛したが、10通を超える報告書は言うまでもないが、その他に100通を超えるメールでのアドバイスや電話で説明をして被害者らの精神的な支柱となったことだけを付言しておきたい。

以上のように、司法のそれぞれの分野でその専門家が、法の具体的執行の場面で、法の精神を具体化を協力し合いながら実現する過程こそが、法曹共助の倫理である。

以 上

資料 1

ご 連 絡

平成 26 年 8 月〇日

加害者〇〇〇〇 様

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1 丁目 4 番 8 号 新宿小川ビル 6 階

T E L 03 (3350) 6191

F A X 03 (3350) 6192

被害者 1〇〇〇〇代理人

弁 護 士 山 根 祥 利

前 略

7 月〇日付のセブンイレブンからのファックスありがとうございました。

また 7 月〇日付の追伸のファックスを受領しました。

7 月〇日付の「名誉毀損に関する報告と慰謝料請求書」と題する書面と上記 2 通の書面に対して、被害者 1〇〇〇の代理人として書面でご返事するのが通常の方法だと承知しています。

しかし、加害者〇〇様の真意が明確に分かりませんので、一度加害者〇〇様から直接お話を聞く機会を持ちたいと思います。

そこで、以下のいずれかに当事務所迄おいで頂ければと考えます。

8 月〇日午後 2 時～3 時の間

8 月〇日午後 2 時～4 時の間

いずれかの内、お越しになれる日時をファックスにてご連絡下さい。

もし上記日時に加害者〇〇様のご都合がつかなければ、加害者〇〇様がお越しになれる可能な日時をいくつかファックスにてご連絡下さ

い。

当事務所の最寄り駅は丸ノ内線新宿御苑前です。

尚、代理人が付いている場合、本人に直接連絡することは出来ませんので、被害者1〇〇に架電するなど謹んで頂きたいと思います。

草々

資料 2

加害者〇〇〇〇弁護士
弁護士 △△△△ 先生

本日、先生から、被害者一家が、〇〇検事の処分（裁判所の処分を含む）後の加害者〇〇君の行動についての不安の解消を第一に考えて対処したいというスタンスで、お話においで頂いたことに敬意を表します。

被害者一家として、具体的に次の3点をクリアして頂けることを希望します。

- 1 加害者〇〇君が、真に反省し、二度と被害者一家のみんなに対して迷惑な行動を取らず、また今後一切干渉しないことを約した被害者一家に通じるような謝罪文を書いて頂く（気持ちが通じない謝罪文であれば何度でも書き直しを求めます）。
- 2 慰謝料を請求することは、本意ではありません。しかし加害者〇〇君自身が、慰謝料の支払いをするべき行為をしたことについて自覚して頂くためには、多額の必要はないが一定程度の示談金をお支払い頂きたいこと。
- 3 弁護士△△先生には、申し訳ないのですが、今後最低でも5年間は、毎年数回加害者〇〇君に面談して頂き、被害者一家に対して何もしないということをチェックしてご報告頂きたいこと。

以上の3点について、具体的な対処を至急お願い致します。

平成 26 年 9 月〇日

被害者一家代理人
弁護士 山 根 祥 利

資料3

平成26年(わ)第〇〇〇〇号脅迫被告事件他

上 申 書

平成26年12月〇日

〇〇地方検察庁

検事 〇 〇 〇 〇 殿

被害者1及び2代理人

弁 護 士 山 根 祥 利

被告人〇〇〇〇第3回公判に向けて、被害者らの思いは、以下に述べる通りです。

1 被害者1及び2は、起訴・公判の全般にわたり、一貫して、被告人〇〇〇〇が自分のしたことの意味を正しく理解して、心からの反省により判決後の被害者に対する働きかけが一切ないようにとの思いでおります。

2 示談による今後の不安の除去への想い

① △△弁護人に対して、示談を受け入れたい旨、再三申し入れして参りました。△△弁護人も本件の本質を良く理解され、示談のために奔走して下さいました。

ところが、△△弁護人から当職に対し、昨日被告人〇〇〇〇が△△弁護人に対して、裁判中の示談は考えていないと伝えてきたという連絡がありました。

△△弁護人は、12月〇日にじっくり今後について話したが、誠に残念だというお話でした。示談に対する被告人一家の判断ですから、情状証人となった父親の監督も期待できないことが明らかになったと言えます。

② 被告人〇〇〇〇は、未だに自分の非を真剣に受け止めず、被害

者らも非難されるべきだという特異な思いを持ち続けていることが明らかですので、執行猶予になった場合の新たな行動に対して被害者らの不安が更に増大しております。

- ③ もしも裁判が執行猶予で終了した場合には、△△弁護人が申されている通り、民事事件は受任していないため、示談そのものが出来なくなることが強く予想されます。
- ④ 刑事事件が進行する間は、事実上示談も情状の観点から進められるのに対して、刑事事件終了後は、被害者は、被告人〇〇〇〇のような人に対して、新たな火をつける民事訴訟を提起すること自体躊躇する事になります。
- ⑤ このような結果は、被害者の被害回復にならないばかりか、真の再犯防止という刑事司法の目的からも中途半端というそしりを免れません。

3 上申の趣旨

被害者らは、以上申し述べました理由により、貴職におかれまして、今回の被告人〇〇〇〇に対する求刑は、実刑で臨んで頂きたく存じます。

その心は、初犯だからどう転んでも執行猶予になると見切った被告人〇〇〇〇が、高裁で、再度自分に向かい合い、自分の行動を正当化出来ないことを自覚するチャンスが与えられる事にあります。

誠に異例の上申をさせて頂きましたのは、真に被告人〇〇〇〇がこれからの人生を誤らないための被害者らの心情としてお酌み取り頂きたくお願いする次第です。

末尾にご参考頂くために、△△弁護人とのやりとりとそれに対する被害者の思いを添付させていただきます。

以上、謹んで上申させていただきます。

【添付書面】

- 害1 平成26年9月〇日付△△弁護人宛示談を模索する当職の手紙
- 害2 平成26年11月〇日付△△弁護人宛当職の判決前の示談の申入

連絡書面

- 害3 平成26年11月〇日付△△弁護士から当職宛て判決前の示談に対する見通しのご連絡書面
- 害4 平成26年11月〇日付当職から△△弁護士宛の被害者側の示談内容の提案書面
- 害5 被害者側の提案に対して、△△弁護士から被告人〇〇〇〇から拒絶された旨を依頼者たる被害者らへ報告する平成26年12月〇日付報告書
- 害6 平成26年12月〇日付報告書に対する被害者側の思い

資料 4

報 告 書

平成 27 年 1 月〇日

被害者ご家族 様

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1 丁目 4 番 8 号 新宿小川ビル 6 階

T E L 03 (3350) 6191

F A X 03 (3350) 6192

弁 護 士 山 根 祥 利

本日午後 1 時 30 分、裁判所法廷で加害者〇〇の第 5 回公判があり、傍聴しましたのでご報告します。

- 1 裁判官が入廷しましたが、加害者〇〇と父母と△△弁護人が待っているのに、女性弁護人がタクシーできたので若干遅れて開廷しました。
- 2 △△弁護人が、弁論再開申請し、裁判官が弁論を再開し、クリニックの予約表と支払った医療費の領収証を弁号証として追加申請し、検察官が、取り調べに同意しました。

△△弁護人が被告人質問で、加害者〇〇〇〇が 2 週間おきにクリニックで診察とカウンセリングを受けている事実を立証し、検察官も異議なしで、裁判官がその証拠を採用しました。

裁判官は、加害者〇〇に対し「クリニックに行ってもどうか」と質問し、加害者〇〇は、「2 週間毎に行くようになり、話しやすく、自分の言いたいことを聞いて貰えるのでとても良いと思っています。次回は 1 月〇日の午後〇時から予約しています。次の予約は〇日に決めます。」と答えていました。

※ 前回とはかなり加害者〇〇の態度が良くなっていた印象です。

- 3 裁判官が、検察官と弁護人に他の立証はあるかと質問し、双方ないという答えだったので、弁論を終結し判決を宣告すると述べました。
- 4 判決主文は、被告人を懲役1年6月に処する。但し4年間刑の執行を猶予し、保護観察を付する。

5 判決理由

- ① 被告人が被害者1に恋愛感情を持ち、被害者1との交際が終了した後も怨恨感情から平成26年6月○日～○日にかけて、ラインで執拗に誹謗・名誉を傷つけるような内容の行為を繰り返したことは、ストーカー防止法違反の行為に該当する重大な犯罪である。
- ② 平成26年8月○日○時○○分頃、公衆電話から被害者2に脅迫文言を留守電に吹き込み、被害者2とその家族に対して恐怖させる行為を行ったのは、脅迫罪を実行したものであり、その行為は重大である。

これらは、当公判廷での関係各証拠から証明出来るのであり、かつその犯情は極めて悪質である。

- ③ しかし、被告人は、現在では、まだ自分も被害者でもあるという気持ちを払拭していないものの自分のした行為については、それなりに反省していること。
- ④ 被告人がクリニックへ定期的に通院していて、通院に被告人自身が有効だと思っていることから、改善が期待できること。
- ⑤ 父親が被告人の更生を願って監督を誓っており、家族が被告人を見守るという協力があること。

などから、裁判所としては、被告人の真の更生のためには実刑ではなく、通常より長く執行猶予を付し、且つクリニックの受診だけでなく、保護観察を付して毎月定期的に保護観察官と保護司による見守り監督を執行猶予期間義務付けることが必要だと考え、主文のとおり宣告したのである。

6 裁判官の被告人〇〇へ説諭と執行猶予中の注意がしっかりと与えられました。

- ① 執行猶予は、実際に刑務所に行かなくて良いという制度だが、4年間の内に何かして禁固か懲役になった時には執行猶予が取り消されるので、同じようなことをしたら保護観察が付くので、100%実刑になるため注意して下さい。
- ② 保護観察の条件として特に被害者への接触行為を禁止すること条件が付けられると思う。その禁止に違反したり、決められた保護観察官や保護司との面談、約束を破ったら執行猶予が取り消されることになるので、必ず4年間保護観察に服して下さい。

7 今回の判決は、私がこうあれば良いと考えていた正にそのとおりの内容です。何より執行猶予が4年で且つ保護観察が付いているのが大きいと思います。また、△△弁護人が2週間毎のクリニックへ通院している証明を出す機会を逃さず、きちんと対処して頂いたことに感謝したい気持ちです。それによって、裁判官が納得して判決をすることが出来たと思います。

以 上